

佐野市告示第197号

公示送達

次の方について書類の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び佐野市介護保険条例（平成17年佐野市条例第152号）第14条の規定に基づき公示送達をします。

なお、送達すべき書類は佐野市健康医療部介護保険課において保管し、送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年8月17日

佐野市長 金子 裕

1. 送達すべき書類

介護保険法第129条及び佐野市介護保険条例第5条に係る通知

2. 送達を受けるべき方の氏名

田谷 光江

蝶野 一郎

鈴木 孝

片岡 久

伊佐 アマンダ

宮田 アニバル

APURI DE MIYATA SHIRLEY

小暮 慧子

藤田 二訓

福田 美代